

旭区地域福祉保健推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 8 月 27 日 旭福第 1018 号 (区長決裁)

最近改正：平成 29 年 5 月 26 日 旭福第 342 号 (区長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、すべての旭区民が住み慣れた地域で健康でしあわせな生活を送れる街づくりを目指して、旭区の保健・医療・福祉等の関係団体との連携強化等を図るために、旭区地域福祉保健推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

第 2 条 区長は、区内の地域福祉保健関係事業等に関し、次に掲げる事項について推進会議の委員に意見を求める。

- (1) 地域福祉保健施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の策定・推進・評価に関すること。
- (3) 区内における福祉保健医療に関すること。
- (4) 区内地域包括支援センターの事業等に関すること。
- (5) 区内で各機関が実施している事業等についての情報交換に関すること。
- (6) その他、地域福祉保健施策に関すること。

(委員)

第 3 条 推進会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 福祉、保健、医療関係団体の者
- (2) 地域活動等の団体の代表者
- (3) 地域住民
- (4) 学識経験者
- (5) その他知見を有する者のうち、区長が適当と認める者

(座長)

第 4 条 推進会議に進行役として座長 1 人を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。

(会議)

第 5 条 推進会議は、区長が招集する。

- 2 推進会議は、年 1 回以上開催することとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、旭区福祉保健センター福祉保健課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年8月27日から施行する。

(要綱及び規約の廃止)

2 次に掲げる要綱及び規約は廃止する。

- (1) 旭区地域福祉保健計画推進委員会設置運営要綱（平成23年6月22日旭福第252号）
- (2) 旭区地域福祉保健推進会議規約（平成16年1月22日旭福第273号）

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

旭区地域包括支援センター運営協議会・旭区地域ケア会議運営要綱